

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和8年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業の実施に関する事務
②事務の概要	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局通知)」に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金支給事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 (1) 申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 (2) 決定通知、諸通知発送に関する事務 (3) 給付金支給に関する事務
③システムの名称	福祉総合情報システム、富士通社MISALIO、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項及び別表の135の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160の項 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市役所 こども未来部 子育て給付課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市役所 こども未来部 子育て給付課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[○] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保存することを徹底している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

變更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月23日	「Ⅰ 関連情報」3. 個人場の具の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1・第100の項 番号法別表第1省令第73条 総務省令 ※「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条の規定における「特定公的給付」に指定	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項及び別表の135の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」第74条	事後	
令和7年5月23日	「Ⅰ 関連情報」4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二第121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令)第59の4条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160の項 (情報提供の根拠) なし	事後	
令和7年5月23日	「Ⅰ 関連情報」5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉こども部 こども家庭課	こども未来部 こども家庭課	事後	
令和7年5月23日	「Ⅰ 関連情報」7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	富士市役所 福祉こども部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738	富士市役所 こども未来部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2763	事後	
令和7年5月23日	「Ⅰ 関連情報」8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	富士市役所 福祉こども部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738	富士市役所 こども未来部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2763	事後	
令和7年5月23日	「Ⅳリスク対策」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	[○]委託しない	事後	
令和7年5月23日	「Ⅳリスク対策」5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	[○]提供・移転しない	事後	
令和7年5月23日	「Ⅳリスク対策」6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[○]接続しない(入手)	事後	
令和7年5月23日	「Ⅳリスク対策」6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[○]接続しない(提供)	事後	
令和7年5月23日	「Ⅳリスク対策」8. 人手を介在させる作業	—	[○]人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年5月23日	「Ⅳリスク対策」11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年5月23日	「Ⅳリスク対策」11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	—	2) 十分である	事後	
令和8年6月5日	「Ⅰ 関連情報」5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉こども部 こども家庭課	こども未来部 子育て給付課	事後	
令和8年6月5日	「Ⅰ 関連情報」7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	富士市役所 福祉こども部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738	富士市役所 こども未来部 子育て給付課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738	事後	
令和8年6月5日	「Ⅰ 関連情報」8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	富士市役所 福祉こども部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738	富士市役所 こども未来部 子育て給付課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2738	事後	